

2020 年度 募集要項

1. 基金の目的

経済的に恵まれない家庭の高校生に奨学金を、小中学生に就学援助金を給付することにより、博愛平等の心に充ち敬謙篤実な社会人を育成することを目的とします。

2. 応募資格

	資 格
高 校 生 (奨 学 金)	・わが国の高等学校に在学する生徒であること(学年は問いません)。(学校教育法で定める高等学校、中等教育学校「後期課程」に在学するもので、国籍は問わない。) ・経済的理由により、就学困難な事情があること。(原則として、世帯収入 350 万円程度以下とする。) ・向学心に富み品行方正で、かつ、成業の見込みがあること。
小・中学生 (就学援助金)	・わが国の小中学校に在学する児童・生徒であること(学年は問いません)。(学校教育法で定める小学校、中学校、中等教育学校「前期課程」に在学するもので、国籍は問わない。) ・経済的理由により、就学困難な事情があること。(原則として、世帯収入 350 万円程度以下とする。) ・向学心に富み、就学を継続できる見込みがあること。

注) 他の奨学金との併給は可能です。但し、兄弟姉妹の同時申請はご遠慮ください。また、兄弟姉妹が当基金で受給中の方も申請はご遠慮ください。

3. 採用予定数

高校生は 36 名程度、小学生・中学生はあわせて 18 名程度。

4. 給付額

小学生・中学生・高校生ともに月額 2 万円 (返済不要)。

5. 奨学金・就学援助金の給付方法

給付は年 4 回 (4・7・10・1 の各月) で、1 回の給付額は向こう 3 ヶ月分とします。

お受取は「申請者本人の銀行口座」への振込みによります。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の 4 月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。

6. 給付期間

(1) 原則として、申請時の在籍学校 (中・高) を卒業するまでとします。

但し、定められた修業最短年数を限度とします。

7. 選考基準

(1) 高校生の場合は、家庭の経済的状況に加えて本人の学業成績を考慮します。

(2) 運営委員が認めた特別優秀者 (品行・学業とも他に秀でた高校生) の為の選考枠もあります。

8. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会 (2020 年 10 月頃開催予定) で選考します。

採否の結果は学校長宛に書面により通知します。

9. 受給にあたってのご注意

(1) 申請書の記載に虚偽が判明した場合は、奨学金等を返還していただきます。

(2) 毎学年度末に「近況報告書」を提出していただきます。

進級等を確認のうえ継続給付します。未提出の場合は、次学年からの給付が停止となりますのでご注意ください。

10. 応募方法

学校長を経由し、かつその推薦を受けた上で、次の書類を下記提出先宛に提出して下さい。

推薦は各校3名を上限とします。但し、併設校（小・中・高いずれの組み合わせも含む）においては合わせて3名を上限とします。

	提出書類	備考
高校生 (奨学金)	①奨学金申請書（裏面：家族状況書） ②学業成績証明書 ③前年収入を証明できる書類 （成人（除く学生）に達している方全員）	(注1) (注2)
小・中学生 (就学援助金)	①就学援助金申請書（裏面：家族状況書） ②前年収入を証明できる書類 （成人（除く学生）に達している方全員）	(注2)

(注1) 新高校1年生の場合は、中学校3年時の成績証明書等を提出下さい。

(注2) 次に該当する書類を提出して下さい。

給与所得者 : 源泉徴収票

自営業者 : 確定申告書（控）

生活保護世帯の方 : 生活保護決定通知書

年金受給者の方 : 年金額確定通知書

*上記いずれも必ず支給金額記載のもの

注) 上記書類がない場合、「課税証明書・非課税証明書・納税証明書・給与支払証明書」等により、総収入の証明が可能と判断できれば、代用として認める場合もあります。

11. 校内募集期間

2020年 6月5日（金）より2020年 6月18日（木）まで